岡山市農作物鳥獣害防護柵設置事業実施要領

第１　趣旨

　イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農作物被害に対して、地域ぐるみで行う効果的かつ効率的な防護柵の整備を支援し、もって農作物被害の防止・軽減を図る。

第２　事業主体

　事業主体は、農業者で組織する団体等とする。

第３　事業内容

　事業内容は、市内に存する農地（現に耕作されているものに限る。）に、別表１に定める防護柵を設置する事業とする。ただし、鳥獣被害に強い地域支援事業実施要領（令和４年４月１日付け鳥獣対第２１９号農林水産部長通知。以下「単県事業」という。）に定める採択要件等を満たす場合は、単県事業を優先して活用するよう努めるものとする。

第４　採択要件

１　整備地区毎の受益戸数が２戸以上であること。ただし、地理的条件等により農地が連続せず、受益戸数２戸以上での設置が困難な場合は、この限りでない。

２　整備内容が効果的かつ効率的であり、受益者の話合いに基づく合意が得られていること。

３　鳥獣を寄せ付けない環境整備を組合せること。

第５　事業計画

１　事業主体は、事業計画書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　市長は事業主体から提出のあった事業計画書を審査し、適当と認められる場合には、これを承認するものとする。

第６　防護柵の耐用年数及び事業実施の制限

１　この事業により防護柵を設置した農地は、取得の日から別表１に定める期間内は本事業の対象としない。

２　前項の規定は、岡山市営農条件整備等対策事業補助金交付要綱に基づいて防護柵を設置した農地についても適用する。

第７　実績報告

　事業主体は、事業完了後、事業実績書（様式第２号）を作成し、市長に提出する。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別表１（第３、第６関係）

防護柵の種類	耐用年数
１　電気柵	８年
２　トタン柵	１４年
３　ワイヤーメッシュ柵	１４年
４　ネット柵	８年
５　その他市長が被害防止に有効であると認める柵	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数による

様式第１号

令和　　年度岡山市農作物鳥獣害防護柵設置事業計画書

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

事業主体
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
電話番号

１　事業の目的

２　事業の内容

（注）計画に変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記入すること。

（１）防護柵の設置

対　象 鳥獣名	受益（戸、ha）		事業内容			事業費 （円）
	農家 戸数	作物別 面積	防護柵の種類	単価	設置延長 (m)	

（２）鳥獣を寄せ付けない環境整備

内　容	事 業 量

（注）内容欄には、集落に野生鳥獣を近づけない、集落をエサ場にしない取組、事業量は回数等を記入すること。

３　事業完了予定年月日　　令和　　年　　月　　日

４　添付資料

（１）事業実施説明書類（２者以上の見積書、カタログ、位置図、平面図）

（２）受益者名簿

（３）事業計画変更の理由書（事業計画変更時）

（４）その他必要な事項

様式第２号

令和　　年度岡山市農作物鳥獣害防護柵設置事業実績書

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

事業主体
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
電話番号

１　事業の目的

２　事業の内容

（１）防護柵の設置

対　象 鳥獣名	受益（戸、ha）		事業内容			事業費 （円）
	農家 戸数	作物別 面積	防護柵の種類	単価	設置延長 (m)	

（２）鳥獣を寄せ付けない環境整備

内　容	事 業 量

（注）内容欄には、集落に野生鳥獣を近づけない、集落をエサ場にしない取組、事業量は回数等を記入すること。

３　事業完了年月日　　令和　　年　　月　　日

４　添付資料

（１）完成写真、納品書（写）、領収書（写）

（２）機械施設等管理規定

（３）その他必要な事項